

石巻市中小企業融資 災害関連利子補給制度

東日本大震災により直接的に被害を受けた中小企業者を支援するため、石巻市中小企業融資制度(災害関連枠)による資金を借り入れた場合に、予算の範囲内において災害関連利子補給金を交付します。

対象者

石巻市中小企業融資制度（災害関連枠）による資金を借り入れた方。

補給金額

毎年1月1日から12月31日までに支払う利息のうち、1.5%以内に相当する額（延滞金を除く）

補給期間

資金を貸付実行した日から3年間に限る。

申請期間

各年度の1月4日から2月末まで。

申請方法

「石巻市災害関連枠利子補給金交付申請書(様式第1号)」に必要事項を記入し、下記の順に手続きを行ってください。

